

議案第78号

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年4月1日から近江げんきッズ坂田を廃し、お家笑里クラブを設置すること、および負担金を還付することができる規定を条例に追加すること等について、この案を提出するものである。

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

米原市放課後児童クラブ条例(平成17年米原市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第2条中「児童クラブの」の前に「年間利用を実施する」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、長期休業期間利用を実施する児童クラブの名称および位置は、規則で定める。

第2条の表中近江げんきッズ坂田の項を次のように改める。

お家笑里クラブ	米原市顔戸1513番地
---------	-------------

第4条第1項第2号の表を次のように改める。

区分	期間
学年始休業日（4月春休み）	規則で定める期間とする。
夏季休業日（夏休み）	
冬季休業日（冬休み）	
学年末休業日（3月春休み）	

第8条第3項中「毎月」を「利用月の翌月」に改める。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、過払金の生じた利用月以外の月の負担金で調整することができない場合に限り還付できるものとする。

付 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

米原市放課後児童クラブ条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由																																								
<p>(名称および位置)</p> <p>第2条 年間利用を実施する児童クラブの名称および位置は、次のとおりとする。<u>ただし、長期休業期間利用を実施する児童クラブの名称および位置は、規則で定める。</u></p> <table border="1" data-bbox="170 491 904 1075"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏原児童クラブ</td> <td>米原市柏原2320番地</td> </tr> <tr> <td>山東児童クラブ</td> <td>米原市志賀谷1907番地</td> </tr> <tr> <td>大原児童クラブ</td> <td>米原市野一色1184番地</td> </tr> <tr> <td>いぶきっ子クラブ</td> <td>米原市春照37番地</td> </tr> <tr> <td>まいはらっ子クラブ</td> <td>米原市入江296番地 米原市入江307番地</td> </tr> <tr> <td>河南児童クラブ</td> <td>米原市枝折77番地</td> </tr> <tr> <td>近江げんきッズ息長</td> <td>米原市能登瀬1294番地 1 米原市能登瀬1339番地</td> </tr> <tr> <td>坂田児童クラブ</td> <td>米原市宇賀野273番地</td> </tr> <tr> <td><u>お家笑里クラブ</u></td> <td>米原市顔戸1513番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用および休日)</p> <p>第4条 児童クラブは、次の各号に規定する区分に応じて利用することができる。ただし、第3号に規定する土曜日利用は、第1号に規定する年間利用をする者のうち土曜日の利用が必要な者に限り利用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長期休業期間利用 次の長期休業期間内に限り利用す</p>	児童クラブ名	位置	柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地	山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地	大原児童クラブ	米原市野一色1184番地	いぶきっ子クラブ	米原市春照37番地	まいはらっ子クラブ	米原市入江296番地 米原市入江307番地	河南児童クラブ	米原市枝折77番地	近江げんきッズ息長	米原市能登瀬1294番地 1 米原市能登瀬1339番地	坂田児童クラブ	米原市宇賀野273番地	<u>お家笑里クラブ</u>	米原市顔戸1513番地	<p>(名称および位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1003 491 1715 1075"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏原児童クラブ</td> <td>米原市柏原2320番地</td> </tr> <tr> <td>山東児童クラブ</td> <td>米原市志賀谷1907番地</td> </tr> <tr> <td>大原児童クラブ</td> <td>米原市野一色1184番地</td> </tr> <tr> <td>いぶきっ子クラブ</td> <td>米原市春照37番地</td> </tr> <tr> <td>まいはらっ子クラブ</td> <td>米原市入江296番地 米原市入江307番地</td> </tr> <tr> <td>河南児童クラブ</td> <td>米原市枝折77番地</td> </tr> <tr> <td>近江げんきッズ息長</td> <td>米原市能登瀬1294番地 1 米原市能登瀬1339番地</td> </tr> <tr> <td>坂田児童クラブ</td> <td>米原市宇賀野273番地</td> </tr> <tr> <td><u>近江げんきッズ坂田</u></td> <td>米原市宇賀野273番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用および休日)</p> <p>第4条 児童クラブは、次の各号に規定する区分に応じて利用することができる。ただし、第3号に規定する土曜日利用は、第1号に規定する年間利用をする者のうち土曜日の利用が必要な者に限り利用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長期休業期間利用 次の長期休業期間内に限り利用す</p>	児童クラブ名	位置	柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地	山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地	大原児童クラブ	米原市野一色1184番地	いぶきっ子クラブ	米原市春照37番地	まいはらっ子クラブ	米原市入江296番地 米原市入江307番地	河南児童クラブ	米原市枝折77番地	近江げんきッズ息長	米原市能登瀬1294番地 1 米原市能登瀬1339番地	坂田児童クラブ	米原市宇賀野273番地	<u>近江げんきッズ坂田</u>	米原市宇賀野273番地	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業期間利用を実施する児童クラブを規則で定めることに伴う改正 ・近江げんきッズ坂田を廃し、お家笑里クラブを設置することに伴う改正
児童クラブ名	位置																																									
柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地																																									
山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地																																									
大原児童クラブ	米原市野一色1184番地																																									
いぶきっ子クラブ	米原市春照37番地																																									
まいはらっ子クラブ	米原市入江296番地 米原市入江307番地																																									
河南児童クラブ	米原市枝折77番地																																									
近江げんきッズ息長	米原市能登瀬1294番地 1 米原市能登瀬1339番地																																									
坂田児童クラブ	米原市宇賀野273番地																																									
<u>お家笑里クラブ</u>	米原市顔戸1513番地																																									
児童クラブ名	位置																																									
柏原児童クラブ	米原市柏原2320番地																																									
山東児童クラブ	米原市志賀谷1907番地																																									
大原児童クラブ	米原市野一色1184番地																																									
いぶきっ子クラブ	米原市春照37番地																																									
まいはらっ子クラブ	米原市入江296番地 米原市入江307番地																																									
河南児童クラブ	米原市枝折77番地																																									
近江げんきッズ息長	米原市能登瀬1294番地 1 米原市能登瀬1339番地																																									
坂田児童クラブ	米原市宇賀野273番地																																									
<u>近江げんきッズ坂田</u>	米原市宇賀野273番地																																									

る場合

区分	期間
<u>学年始休業日(4月春休み)</u>	規則で定める期間とする。
<u>夏季休業日(夏休み)</u>	
<u>冬季休業日(冬休み)</u>	
<u>学年末休業日(3月春休み)</u>	

(3) 略

2 略

(負担金)

第8条1・2 略

3 負担金の納入期限は、利用月の翌月末日とする。

4 略

(負担金の不還付)

第10条 既に納付した負担金は、還付しないものとする。ただし、過払金の生じた利用月以外の月の負担金で調整することができない場合に限り還付できるものとする。

る場合

区分	期間
<u>学年始休業日(4月春休み)</u>	<u>4月1日から4月7日まで</u>
<u>夏季休業日(夏休み)</u>	<u>7月21日から8月31日まで</u>
<u>冬季休業日(冬休み)</u>	<u>12月24日から翌年の1月6日</u> <u>日まで</u>
<u>学年末休業日(3月春休み)</u>	<u>3月25日から3月31日まで</u>

(3) 略

2 略

(負担金)

第8条1・2 略

3 負担金の納入期限は、毎月末日とする。

4 略

(負担金の不還付)

第10条 既に納付した負担金は、還付しないものとする。

・長期休業期間利用の区分に応じた期間を規則で定めることに伴う改正

・負担金の納入期限を明確にするための改正

・負担金を還付しなければ過払いを調整できない場合に限り負担金を還付することができる規定の追加